

平成二十年六月十日提出
質問第五〇九号

外務省におけるワインの管理方法についての説明に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるワインの管理方法についての説明に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第四〇六号)を踏まえ、再度質問する。

一 異動の定義如何。

二 外務省が保有する全てのワイン(以下、「全てのワイン」という。)を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、これまで累次に渡る質問主意書で、「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」とされている「年月日」と、「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」とされている「品名」について、「異動」の意味を再三問うているが、これまでの答弁書でも「政府答弁書」でも「先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりであり、一般に理解可能な内容で回答していると考えている。」と、全く誠意のない答弁がなされている。当方は「異動」という言葉の持つ意味が複数あることから、単純に「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」との説明のみがなされても、それがああるワインが新しく購入されたことを指すのか、またはあるワインが費消されてなくなったことを指すのか、具体的にどの様な意味

を指すのかが明白でないところ、再三問うているのであり、再度明確な説明を求める。

三 「全てのワイン」について外務省は、「政府答弁書」で「外務省はワインの使用状況や保有状況について把握しており、必要な数量を適時に購入している。」と答弁しているが、その一方で、政府答弁書（内閣衆質一六九第二八九号）で明らかにされている、二〇〇六年度と二〇〇七年度に外務省が購入した計千三百四十四本のワインについて、本年四月二十三日現在、どれが何本使われ、何本残っているのかという質問に対しては「物品管理簿においては、購入年度別の管理は行っておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていない」と答弁している。物品管理簿に一定期間に購入した銘柄ごとのワインの残数等を記入することなく、どの様にしてワインの使用状況や保有状況を把握できるというのか。右の外務省の答弁には齟齬があると考えるが、外務省の説明を求める。右質問する。